

香川県広域水道企業団条例第1号

香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例

(設置)

第1条 水道事業の経営に関する事項等について調査審議するため、香川県広域水道企業団水道事業等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事務その他の香川県広域水道企業団の共同処理する事務に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他企業長が適当と認める者のうちから、必要の都度、企業長が任命する。

3 委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。